

○知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則
(平成19年3月30日規則第13号)

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則
平成19年3月30日
規則第13号

改正 平成27年3月31日規則第21号 平成29年3月31日規則第25号
平成31年3月28日規則第16号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則をここに公布します。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則
題名改正〔平成27年規則21号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第2条の規定により市町村が処理する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

追加〔平成27年規則21号〕

(条例別表の1の3の項の規則で定める場合)

第2条 条例別表の1の3の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般旅券の発給又は査証欄の増補の申請をしようとする者がその親族等の疾病、事故、天災等による死亡、危篤、入院その他の人道上の理由により緊急に渡航する必要があると知事が認める場合
- (2) 一般旅券の発給、渡航先の追加又は査証欄の増補の申請をしようとする者が業務上の理由等により早急に渡航する必要がある場合において、当該者が住所を有する条例別表の1の3の項の右欄に掲げる市町（以下この条において「住所を有する市町」という。）の長を経由して当該申請をするとすれば、渡航しようとする日の前に当該一般旅券の発給、渡航先の追加又は査証欄の増補を受けることが困難であると知事が認めるとき
- (3) 一般旅券の発給、渡航先の追加若しくは査証欄の増補の申請、紛失若しくは消失の届出又は返納（以下この号及び次号において「一般旅券の発給の申請等」という。）をしようとする者が住所を有する市町の区域を管轄する地域振興局の管轄区域外に居所を有する場合において、知事を経由して当該一般旅券の発給の申請等を行うことが、当該者の利便を考慮して適当と知事が認めるとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、住所を有する市町の長を経由して一般旅券の発給の申請等を行うことが著しく困難であると知事が認める場合

追加〔平成27年規則21号〕、一部改正〔平成29年規則25号・31年16号〕

(条例別表の32の項の規則で定める鳥獣等)

第3条 条例別表の32の項の規則で定める鳥獣は、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む。）、ヌートリア、ノウサギ、アズマモグラ、コウベモグラ、アカネズミ、スミスネズミ、ハタネズミ、ヒメネズミ及びヤチネズミとする。

2 条例別表の32の項の規則で定める鳥獣の捕獲等は、ツキノワグマによる人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合であって、緊急を要すると認められるとき（人が自ら山林に立ち入った場合を除く。）の当該ツキノワグマの捕獲等とする。

一部改正〔平成27年規則21号〕

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第25号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日規則第16号）
この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。